

生活介護事業運営及び就労継続支援事業運営に係る
運営法人選定公募型プロポーザル実施要項

令和8年4月

川口市

目 次

	ページ
1 本事業の趣旨	1
2 公募施設等	1
3 応募資格	2
4 貸付予定土地・建物	3
5 応募提案に関し留意すべき事項	3
6 公募のスケジュール	4
7 実施要項の配布・質疑の受付・説明会	5
8 応募申込書等の作成・提出	6
9 選定の進め方	6
10 使用貸借契約に関する手続等	7
11 その他	9
12 担当窓口	9
13 現地案内図・平面図等	10
様式集	
・ 質問書	(様式第1号)
・ 応募申込書	(様式第2号)
・ 誓約書	(様式第3号)
・ 法人の概要書	(様式第4号)
・ 事業計画書	(様式第5号)
・ 市税等納付・納入状況調査同意書	(様式第6号)

1 本事業の趣旨

川口市では、近年、民間の障害福祉サービス事業所が整備されてきた状況を踏まえ、市が実施すべき障害福祉サービスについて検討を行い、民間だけでは充足が困難なサービスに重点化していくという方針を定めました。このことに伴い、平成23年から運営してきた「生活介護きじばと」及び「就労継続支援きじばと」につきましても、令和8年4月1日に廃止することとなりました。

「生活介護きじばと」については、現在の建物において、重度障害者（医療的ケアの必要な障害者や強度行動障害のある障害者等）に対応した生活介護事業所を運営できる事業者を公募し、「就労継続支援きじばと」については、利用者の転所調整を進めるにあたり、通い慣れた事業所でのサービス利用を希望する声が多くあったため、現在の建物において就労継続支援B型事業を運営できる事業者を公募することとなりました。

本事業は、この2か所の建物を利用し、生活介護事業及び就労継続支援B型事業の両事業を運営することができ、本市の示す条件等に最適である事業者を公募型プロポーザル方式にて選定するものです。本市の福祉行政や地域への貢献について積極的に協力できる事業者を募集します。

2 公募施設等

(1) 生活介護きじばと

市が土地・建物を無償で貸し出し、借り受ける事業者对生活介護事業を運営していただくものです。

ア 運営する事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護であって、重度障害者（医療的ケアの必要な障害者や強度行動障害のある障害者等）に対応したもの

イ 開所時期

令和8（2026）年秋頃（実際の開所時期は市との協議により決定）

ウ 利用者数

定員30名（ただし、事業者が運営する事業所の従たる事業所として開始することも可。）

エ 開所時間

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

オ 休所日

日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律の規定する休日、
12月29日から翌年の1月3日まで

※ 「エ 開所時間」や「オ 休所日」は、最低限の条件としますので、事業者の判断により、開所時間を延長することや開所日を増やすことは可とします。

(2) 就労継続支援きじばと

市が土地・建物を無償で貸し出し、借り受ける事業者が就労継続支援B型事業を運営していただくものです。

ア 運営する事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援B型

イ 開所時期

令和9（2027）年4月～令和10（2028）年4月の間で、事業者が希望する時期

ウ 利用者数

定員20名（ただし、就労継続支援きじばとの利用者18名を受け入れること。）

エ 開所時間

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

オ 休所日

日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律の規定する休日、

12月29日から翌年の1月3日まで

カ 平均工賃月額

就労継続支援きじばとと同程度の金額 参考：令和7年度実績 20,645円

※ 「エ 開所時間」や「オ 休所日」は、最低限の条件としますので、事業者の判断により、開所時間を延長することや開所日を増やすことは可とします。

3 応募資格

(1) 応募申込時に社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等の法人格を有し、川口市内で生活介護及び就労継続支援B型の事業を5年以上実施している者とする。

ただし、次に該当する法人等は、応募者となることはできない。

ア 法人等又はその代表者が次の税等を滞納しているもの

(ア) 本市の市税、所得税又は法人税 等

(イ) 消費税及び地方消費税

(ウ) 本市の水道料金及び下水道使用料

イ 障害福祉サービスまたは障害児通所支援の指定の取消から5年を経過しないもの

ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている法人等であるもの

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団（以下「暴力団」という。）及びそれらの利益となる活動を行う法人等であるもの

オ 暴力団又は川口市暴力団排除条例第2条（平成24年条例第52号）に掲げる暴力団員等若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等であるもの

カ 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしているもの

キ 労働基準監督署から是正勧告を受け、必要な措置の実施について未報告であるもの

ク その他市長が不相当と認めるもの

(2) 失格について

以下の要件に該当する応募者は失格とします。

ア 応募図書に虚偽及び不備があった場合。

イ 応募者が資格要件を満たしていない場合、又は本市の内部委員で構成する「生活介護事業・就労継続支援事業運営法人選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審査で応募者の資力、信用に問題があると認められたとき、或いは企画提案が本要項の要求基準に反するか条件を満たしていないとき。

ウ 審査に関する不正な行為が認められた場合。

- エ 応募者が個別に、本事業の内容を知る意図をもって関係者に不正な接触を持った場合。
- オ その他、本事業の遂行にふさわしくないと川口市が認めた場合。

(3) その他

- ア 応募資格要件を確認するに当たっての基準日は申込書等の提出締切日とします。
- イ 申込書提出日から優先交渉権者の決定までの期間に、応募資格要件を欠くこととなった場合は失格とします。

4 貸付予定土地・建物

※公募にあたっては現場説明会を予定しています。

(1) 生活介護きじばと

- ア 所在地
八幡木1丁目19番地の5 2階
「13 現地案内図・平面図等」(10・11ページ)を参照
- イ 面積
敷地面積 944.84㎡
延べ床面積 282.00㎡(2階の該当部分のみ)
- ウ 建物概要
1997年竣工 鉄骨造2階建 2階 生活介護きじばと(駐車場3台分あり)
(1階の鳩ヶ谷れんげそう、2階の障害者相談支援センターは公募対象外)

(2) 就労継続支援きじばと

- ア 所在地
里1125番地 1階
「13 現地案内図・平面図等」(11・12ページ)を参照
- イ 面積
敷地面積 356.00㎡
延べ床面積 189.05㎡(1階のみ)
- ウ 建物概要
2004年竣工 鉄骨造2階建 1階 就労継続支援きじばと(駐車場1台分あり)
(2階の里集会所は、公募対象外)

5 応募提案に関し留意すべき事項

応募に際して、以下の事項に留意して施設等に関する計画を提案してください。
なお、プロポーザル方式における審査基準、配点は非公表とし、問い合わせには応じません。

(1) 事業運営に関する提案

- ア 基本理念・運営方針
(ア) 重度障害者(医療的ケアの必要な障害者や強度行動障害のある障害者等)に対応した生活介護事業所とする市の方針を踏まえた上で、基本理念、運営方針を示してください。

(イ) 就労継続支援きじばとの運営方針を踏まえた上で、より良い基本理念、運営方針を示してください。

イ 施設の特徴

独自性などのアピールポイントを示してください。

ウ 法人としての実績

障害者または障害児の支援を行う事業の実績を示してください。

エ 福祉・介護職員の確保計画

(ア) 確保予定の人員数を示してください。

(イ) 確保計画、確保方策を示してください。

オ 資金計画

経営体制の安定的、継続性を具体的（資金力、資金計画、開設後3年間の事業計画及び収支予算等）に示してください。

カ 職員の育成、研修体制

職員の研修体制等を示してください。

キ 近隣地域へ配慮・貢献度等

地域への開放性、地域コミュニティへの貢献、災害時における地域への貢献等、近隣地域に配慮した提案があれば示してください。

ク 事業開始時期、新規開設場所

選定においては事業開始時期及び新規開設場所（就労継続支援のみ）も評価します。

6 公募のスケジュール

内容	日程（予定）
実施要項の配布	令和8年4月30日（木）～5月29日（金）
質問事項の受付	5月15日（金）～5月20日（水）
現場説明会	5月15日（金）
質問事項への回答	5月25日（月）まで
応募申込書等の受付	5月29日（金）まで
選定委員会（プロポーザル）の開催	6月 8日（月）
優先交渉権者等の決定	6月19日（金）
事業内容の協議開始、協定の締結	6月下旬
契約締結	【就労継続支援B型】 令和9年4月～令和10年4月の間（協議の上、調整）
	【生活介護】 令和8年秋頃～（協議の上、調整）

※ 日程は現時点での予定であり、変更する可能性があります。

※ 就労継続支援について、協定の締結以降、事業の承継までの間、施設の管理に関わる事項に加え、現在の利用者が安心してサービス利用を継続できるように個々の特性、特徴等について引き継ぎを行います。

7 実施要項の配布・質疑の受付・説明会

(1) 実施要項の配布

ア 配布期間

令和8年4月30日(木)から
土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く午前9時から午後4時30分まで
(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

本実施要項については、川口市障害福祉課で配布するほか、川口市ホームページからのダウンロードも可能です。

(2) 質問事項の受付及び質問事項への回答

本実施要項に関する質問を次により受け付けます。

受け付けた質問は、川口市の回答とともに公表するものとします。

ア 受付期間

令和8年5月15日(金)から令和8年5月20日(水) 午後4時必着

イ 提出方法

本実施要項に定める「質問書」(様式第1号)に必要な事項を記載の上、電子メール(ファイル添付)にて川口市障害福祉課に提出するとともに、受信確認のみを電話で行ってください。

なお、電子メールの件名及びファイル名については、「質問書_〇〇法人」としてください。

ウ 質問及び回答の公表方法

本実施要項に関する質問に対する回答は、令和8年5月25日(月)までを目途に、川口市ホームページへの掲載により公表します。

回答にあたっては質問を行った事業者名等は公表しません。また、意見の表明と解されるものなどについては回答しないことがあります。

なお、質問に対する回答は、本実施要項を補完するものとします。

(3) 説明会の開催

ア 日 時 令和8年5月15日(金) 14:00～

イ 場 所 ①八幡木1丁目19番地の5 2階

②里1125番地 1階

※①→②の順で開催

ウ 携行品 募集要項ほか応募申込書類一式

エ 参加申込 令和8年5月13日(水)午後4時までに障害福祉課あてメールで参加申し込みをすること。また、メールの本文に下記事項を記載すること。

- ・法人名
- ・代表者及び担当者名
- ・連絡先(電話・メールアドレス)

※応募を予定している場合は極力参加すること。

※駐車場の用意はありませんので、ご注意ください。

8 応募申込書等の作成・提出

(1) 受付期間、受付時間及び提出先等

ア 受付期間及び時間

令和8年5月29日(金)まで

土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く午前9時から午後4時まで

(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

川口市 福祉部 障害福祉課(川口市役所第一本庁舎2階:川口市青木2丁目1番1号)

ウ 提出方法

持参による(郵送不可)

(2) 応募図書

応募図書は下記のとおりとし、A4判とします。A4判以外の用紙を利用する場合は、A4判サイズに合わせ折り込んでください。

ア 応募申込書(様式第2号)

イ 誓約書(様式第3号)

ウ 法人の概要書(様式第4号)

エ 事業計画書(様式第5号)

オ 法人登記事項証明書(履歴全部事項証明書)(発行後3ヶ月以内)

カ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)(申請日前3ヶ月以内に発行のもの、写し可)

※ 未納の税額がないことの証明を要件としており、納税額等の証明は必要ない。

キ 市税等納付・納入状況調査同意書(様式第6号)

ク 最新決算年度の事業報告書

ケ 貸借対照表(直近3期分)

コ 損益計算書又は収支計算書・活動計算書(直近3期分)

(3) 提出部数

原本1部、写し10部

(4) 留意事項

ア 応募図書は返却しません。

イ 提案・提出に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

9 選定の進め方

(1) 審査体制

本プロポーザルの審査は、選定委員会において、応募図書の内容について総合的に審査を行い、優先交渉権者(土地・建物利用事業予定者)及び次点者を選定します。

次点者は、優先交渉権者が契約を締結するまでの間、その地位を有効とし、優先交渉権者が何らかの理由で契約締結に至らなかった場合には、次点者が土地・建物利用事業予定者となります。

また、申請者が1法人であっても選定委員会で審査し、交渉権者の適否を判断します。

なお、選定委員会は非公開とします。

(2) 応募図書の審査方法

- ア 応募図書の受付後、提案内容に関するプレゼンテーションを実施する予定です。なお、プレゼンテーションを実施する場合の詳細については、応募者へ個別に連絡します。
- イ 審査の結果、提案内容が一定の水準に達していないと認められる場合は、該当なしとする場合があります。
- ウ 審査結果はすべての応募者に書面にて通知します。
- エ 審査結果の概要等については本市ホームページにて後日公表しますが、審査に対する質疑や異議には応じられません。

(3) 審査項目

ア 資格審査基準

応募者から提出された資格審査書類を基に参加資格要件等の確認を行います。

(ア) 応募者の参加資格要件

定められた条件を遵守しているかを確認します。

(イ) 応募者の資金力、健全性

応募図書により応募者の資金力、健全性を確認します。

イ 提案審査基準

応募者から提出された応募図書を基に審査を行います。

採点方法については、「**5 応募提案に関し留意すべき事項**」の内容を中心に、選定委員会の定める審査基準により、項目ごとに評価し、選定委員の評価点の合計の平均値を評価点とします。

(4) 優先交渉権者、次点者の選定

提案審査の評価点及び価格評価点の合計点の最も高い点を得た者を優先交渉権者、次順位の者を次点者に選定します。

10 使用貸借契約に関する手続等

(1) 使用貸借による貸付の概要

ア 生活介護

(ア) 契約種類

使用貸借契約

(イ) 貸借期間

開所から概ね3年間

(ウ) 貸付料

無償

(エ) 契約の終了

事業者の希望により更新を行います。

イ 就労継続支援

(ア) 契約種類

使用貸借契約

(イ) 貸借期間

開所から概ね3年間で、事業者が希望する期間

(期間終了後は、自ら新たな事業所をご用意ください。)

(ウ) 貸付料

無償

(エ) 契約の終了

契約の更新はありません。契約終了日までに原状回復していただきます。

(2) 優先交渉権者との協議

市と優先交渉権者は、プロポーザルの提案に基づき事業実施の基本事項について協議を行い双方の合意がなされた後、基本協定を締結します。

優先交渉権者と基本協定締結に至らなかった場合、次点者と交渉する場合があります。

(3) 契約書の締結

優先交渉権者には、基本協定の締結後、貸出日を別途協議の上、決定次第、契約書を締結いたします。

(4) 契約の解除について

ア 本実施要項で定める参加資格にあるように、反社会的勢力に係わるなどの不正行為により本契約を締結したことが明らかとなったときは、川口市は催告しないで本契約を解除することができます。

イ 契約書に定める事項その他本契約時に確認された提案趣意とは異なる内容で事業が実施され、又はそのおそれがあると川口市が判断した場合、本事業の趣意を逸脱するおそれがあると認められるときは、相当の期間を定めた催告の上、是正されない場合には、川口市は本契約を解除します。

ウ 川口市が契約の解除権を行使した場合、事業者は原状回復義務を負うほか、その損害に相当する金額を損害賠償として川口市に支払うこととします。また、事業者は自己の費用負担において、原状に回復して川口市に返還するものとします。ただし、川口市が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができるものとします。

(5) 土地・建物（設備）の貸し出し

現状有姿のまま貸し出します。

(6) 施設の改修等

施設の修繕については、1件につき税込み50万円を超えるものについては市が実施するものとし、1件につき税込み50万円以下のものについては事業者が実施するものとします。

(7) 備品

事業者負担により整備してください。(現在使用しているものは、社会福祉事業団との協議によります。)

(8) 水道、光熱費等は事業者負担になります。(生活介護は、社会福祉事業団との協議による按分での負担となります。就労継続支援は、2階の集会所と請求が分かれています。)

11 その他

- (1) 事業者が本契約に定める義務を履行しないために川口市に損害を与えたときは、事業者はその損害を賠償しなければなりません。
- (2) 当該土地（駐車場、植栽管理等）を含めた施設の運営・管理に要する費用については、川口市は一切負担しないものとします。
なお、生活介護につきましては、警備、受水槽清掃、植栽管理、消防設備保守、自動ドア保守、自家用電気工作物保守等において、社会福祉事業団との按分による負担があるほか、エレベーターの保守があります。
- (3) 本事業を進めるにあたり、各種法令等の規定、本実施要項を遵守するとともに、事業実施に必要な許認可等の法手続きは、事業者自らの責任と負担で行うことが必要であり、本プロポーザルにおける事業者の決定をもって川口市がこれらの許認可等の保証を行うものではありません。
- (4) 本事業を進める上で必要な周辺住民への説明及び対策については、事業者自らの責任と負担で適切に行うこととします。

12 担当窓口

川口市 福祉部 障害福祉課

〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号

電 話 048-259-7920

FAX 048-259-7943

E-mail 083.03000@city.kawaguchi.saitama.jp

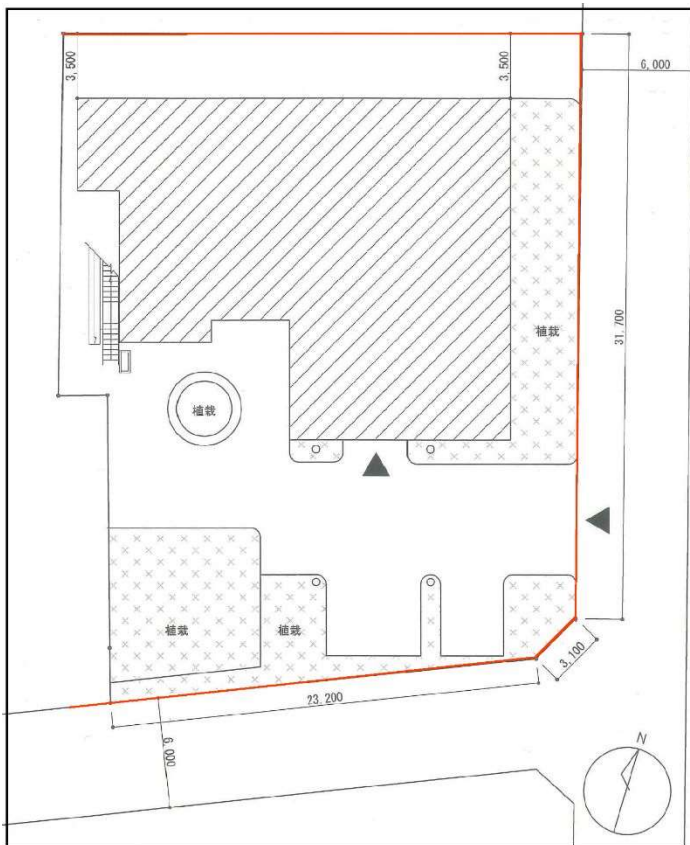
13 現地案内図・平面図等

【生活介護】

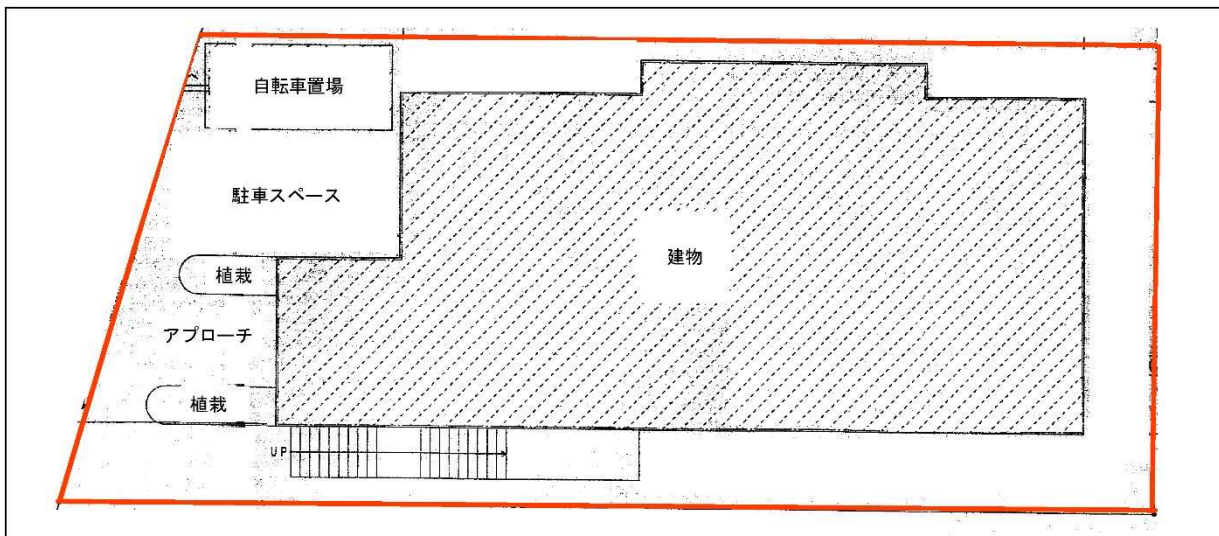
(1) 現地案内図



(2) 敷地



(2) 敷地



(3) 建物内

